

岩手県立大学学則

制定	平成17年4月1日	学則第1号
改正	平成18年3月16日	学則第1号
	平成19年3月23日	学則第2号
	平成20年3月14日	学則第2号
	平成21年3月30日	学則第2号
	平成22年3月26日	学則第2号
	平成22年9月30日	学則第5号
	平成23年1月31日	学則第1号
	平成23年3月23日	学則第6号
	平成24年3月28日	学則第2号
	平成25年3月29日	学則第3号
	平成25年4月18日	学則第6号
	平成25年8月23日	学則第7号
	平成26年3月31日	学則第2号
	平成27年3月31日	学則第1号
	平成28年3月31日	学則第1号
	平成29年3月31日	学則第1号

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	学部、学科、定員及び目的（第3条）
第3章	学年、学期及び休業日（第4条—第6条）
第4章	修業年限及び在学年限（第7条・第8条）
第5章	入学（第9条—第17条）
第6章	授業科目、履修方法等（第18条—第24条）
第7章	休学、復学、転学、転学部、転学科、留学、退学及び除籍（第25条—第32条）
第8章	卒業、学位及び資格（第33条—第35条）
第9章	賞罰（第36条・第37条）
第10章	科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員及び外国人留学生（第38条—第44条）
第11章	受託研究員（第45条）
第12章	共同研究等（第46条・第47条）

第13章 授業料等（第48条）

第14章 公開講座等（第49条・第50条）

第15章 雑則（第51条）

附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 岩手県立大学（以下「本学」という。）は、深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな社会の形成に寄与する深い知性と豊かな感性を備え、高度な専門性を身に付けた自律的な人間を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、もって本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、定員及び目的

第3条 本学の学部に置く学科の入学定員、3年次編入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	90人	10人	380人
社会福祉学部	社会福祉学科	50人	5人	210人
	人間福祉学科	40人	5人	170人
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	160人	10人	660人
総合政策学部	総合政策学科	100人	10人	420人

2 各学部の目的は次のとおりとする。

学部	目的
看護学部	看護の実践を基本とした高度な専門的知識・技術、幅広い教養とともに、看護の援助を必要とする人々の立場に立ち、科学的に判断し、主体的な看護を展開する能力を有する人材の養成を目的とする。
社会福祉学部	人間に関する普遍的価値の探求と、複雑化し構造転換する現代社会への対応をふまえた「人間性の尊重と福祉社会への貢献」を教育理念とし、人間科学の統合による社会福祉学という

	知と行動の体系を、さらに高度に構築し展開できる教育研究の構築を目標としながら、人間の尊厳に対する深い理解に立った高度な専門的学識・技術と、それを総合化して現実的な問題解決に結びつけられる学際的教養を身につけた人材の養成を目的とする。
ソフトウェア情報学部	<p>コンピュータサイエンスに立脚し、地域に根ざした実学・実践の教育研究を通して「人に優しい情報社会」の実現に寄与できる次のような人材の育成を目的とする。</p> <p>(1) 真に利用者の立場からソフトウェアの設計・開発のできる、深い知性と豊かな感性を備えたソフトウェア人材</p> <p>(2) 将来的目標として、日本はもとより、世界に通用する独創的なソフトウェアを設計・開発できる人材及び大規模なソフトウェアを設計・開発・管理できる人材</p>
総合政策学部	現代社会は複雑・高度化し、人々の価値観は多様化しており、私たちが直面する種々様々な諸問題は従来型の縦割的手法や解決策をもってしては的確な解決策を見出すことは困難であることから、これらの諸問題に対し、文と理にとらわれず、多面的で総合的な視点を備えた新しい手法や長期的な展望を身につけ、柔軟な解決策を見出すために総合的な対応ができる有為な人材の養成を目的とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、後期に属する授業科目の開始日は別に定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 6月19日
- (4) 夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日は、別に定める。

2 学長は、特別の必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は休業日においても授業を行うことができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第8条 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第14条から第16条までの規定に基づき入学した学生は、第17条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第5章 入学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号から第5号までのいずれかに該当する者及び第14条から第16条までの規定に基づき入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力がある

と認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第11条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第12条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第14条 学長は、次の各号のいずれかに該当する入学志願者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 他の大学を卒業し、又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

(4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規定による高等学校、専門学校、教員養成諸学校等の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者

(5) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

(転入学)

第15条 学長は、他の大学に在籍している者で本学に転入学を志願するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第16条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学に再入学を志願するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 第31条の規定により退学した者

(2) 第32条第3号の規定に基づき除籍された者（未納の授業料を納付した者に限

る。)

(3) 第33条の規定により卒業した者

(編入学等の場合の取扱い)

第17条 前3条の規定に基づき入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第6章 授業科目、履修方法等

(授業科目)

第18条 本学の授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項の授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

第18条の2 前条第1項のうち、特定の分野又は課題に関する科目で編成する教育課程(以下「副専攻」という。)を開設し、その学習成果を認定することができる。

2 副専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第19条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合わせて45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目の単位の計算方法については、これらに必要な学修等を考慮して、別に定める。

(単位の授与)

第20条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、必要な学修の成果を評価して所定の単位を与える。

2 岩手県立大学大学院研究科の定めに基づき、本学において授業科目(基盤教育科目を除く。)を履修しようとする学生があるときは、教授会の議を経て、当該科目を履修させ、単位を与えることができる。

(成績の評価)

第21条 前条の試験の成績は、秀、優、良、可又は不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、特別の必要があるときは、その他の評語をもって成績を表わすことができる。

(他の学部、大学等における授業科目の履修等)

第22条 本学が教育上有益と認めるときは、他の学部又は大学若しくは短期大学との協議に基づき、学生に当該学部又は大学若しくは短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定に基づき修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

(大学以外の教育施設等における学修)

第23条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の研究科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定に基づき与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定に基づき本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（以下「大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条又は短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第17条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

3 前2項の規定に基づき修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外の単位については、第22条第2項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(休学期間中の外国の大学等における授業科目の履修)

第24条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学又は短期大学で履修した授業科目について、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定に基づき修得したものとみなすことができる単位数は、本学において修得した単位以外の単位については、第22条第2項、第23条第1項並びに前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第7章 休学、復学、転学、転学部、転学科、留学、退学及び除籍

(休学)

第25条 疾病その他の理由により引き続き2月以上修学することができない学生は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第26条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、第7条の修業年限及び第8条の在学年限に算入しない。

(復学)

第27条 第25条の規定に基づき休学した学生は、休学の期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第28条 他の大学等に入学又は転入学を志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第29条 学長は、他の学部又は同一の学部の他の学科に転学部又は転学科を志願する学生があるときは、選考の上、これを許可することができる。

(留学)

第30条 外国の大学等で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第33条第1項に定める在学期間を含めることができる。

3 第22条の規定は、外国の大学等への留学について準用する。

(退学)

第31条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第32条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- (1) 第8条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第26条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

(卒業)

第33条 本学に4年(第14条から第16条までの規定に基づき入学した学生については、第17条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表第2に定める授業科目の履修及び単位数の修得をした学生については、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した学生に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第34条 卒業した者には次の表の左欄に掲げる学部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる学位を授与する。

学 部	学 位
看護学部	学士(看護学) Bachelor of Nursing Science
社会福祉学部	学士(社会福祉学) Bachelor of Social Welfare
ソフトウェア情報学部	学士(ソフトウェア情報学) Bachelor of Science in Software and Information Science
総合政策学部	学士(総合政策学) Bachelor of Arts in Policy Studies

2 前項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(資格)

第35条 法令等に定める所定の授業科目の単位を修得した者(社会福祉士及び保育士の資格にあっては、次の表の左欄に掲げる学部の同表の中欄に掲げる学科を卒業した者)は、同表の右欄に掲げる資格等を取得することができる。

学部	学科	資格等
看護学部	看護学科	保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の受験資格
社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉士試験及び精神保健福祉士試験の受験資格
	人間福祉学科	社会福祉士試験及び精神保健福祉士試験の受験資格並びに保育士の資格

2 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する所定の授業科目の単位を修得し、次の表の左欄に掲げる学部の同表の中欄に掲げる学科を卒業した者は、同表の右欄に掲げる資格を取得することができる。

学部	学科	資格等
看護学部	看護学科	高等学校教諭一種免許状(保健)及び養護教諭一種免許状
社会福祉学部	人間福祉学科	幼稚園教諭一種免許状
ソフトウェア	ソフトウェア	高等学校教諭一種免許状(情報)

情報学部	情報学科	
総合政策学部	総合政策学科	中学校教諭一種免許状(社会)、高等学校教諭一種免許状(地理歴史)及び高等学校教諭一種免許状(公民)

3 前2項の授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第36条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第37条 学長は、この規則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学の処分とする。

3 退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 2月以上の停学の期間は、第7条の修業年限に算入しない。

5 停学の期間は、第8条の在学年限に算入する。

第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員及び外国人留学生

(科目等履修生)

第38条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の授業科目を履修した科目等履修生には、単位を与えることができる。

(聴講生)

第39条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第40条 学長は、他の大学等の学生で本学において授業科目を履修することを志願するものがあるときは、当該他の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 前項の授業科目を履修した特別聴講学生には、単位を与えることができる。

(研究生)

第41条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(研修員)

第42条 学長は、地方公共団体、学校等から特定の事項についての研修希望者を修学させたいとの願い出があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研修員として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第43条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生等に関する規定)

第44条 この章に定めるもののほか、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 受託研究員

第45条 学長は、特定の専門事項について研究を行うために本学に研究者を派遣しようとするものから、派遣の願い出があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、受託研究員として職員の受入れを許可することができる。

2 受託研究員に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 共同研究等

(共同研究及び受託研究)

第46条 学術研究を通して民間企業等との交流・連携を図り、社会に対して貢献するため、本学において共同研究及び受託研究を行うことができる。

2 共同研究及び受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

(民間等共同研究員)

第47条 学長は、民間企業等から本学の教員と共同研究を行うために研究者の派遣の願い出があったときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、民間等共同研究員として受入れを許可することができる。

2 民間等共同研究員に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 授業料等

第48条 本学の授業料、聴講料、入学検定料及び入学料の額、納付方法等については、別に定める。

第14章 公開講座等

(公開講座)

第49条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

(寄附講義)

第50条 本学に企業・団体等からの寄附金又は講義担当者の派遣による寄附講義を開設することができる。

2 寄附講義の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 雑則

第51条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日現在岩手県立大学等条例（平成9年条例第80号）に基づき設置された岩手県立大学（以下「旧大学」という。）に在学する学生で、平成17年4月1日以降も旧大学に在学する予定であった者は、別に当該学生が意思表示をしない限り、平成17年4月1日に公立大学法人岩手県立大学が設置する本学に承継し、この学則を適用する。この場合において、当該学生の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成18年3月16日 学則第1号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得、卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する

年次の在学生の例による。

- 4 附則第2項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。

附 則（平成19年3月23日 学則第2号）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得、卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。

附 則（平成20年3月14日 学則第2号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得、卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 5 前3項に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成21年3月30日 学則第2号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得、卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 5 前3項に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成22年3月26日 学則第2号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得、卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 5 前3項に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成22年9月30日 学則第5号）

この学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年1月31日 学則第1号）

この学則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成23年 3 月23日 学則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得、卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
ただし、改正後の学則別表第 1 に規定する授業科目のうち、幼児教育方法論については、平成21年度以降に入学した者（編入学した者にあつては平成23年度以降に入学した者）について適用する。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第 1 に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 5 前 3 項に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成24年 3 月28日 学則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修、単位の修得及び成績の評価、卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修、単位の修得及び成績の評価並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第 1 に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 5 前 3 項に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成25年 3 月29日 学則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の学則第24条の 2 の規定の適用については、この限りでない。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第 1 に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 5 前 3 項に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成25年 4 月18日 学則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則による改正前の社会福祉学部福祉臨床学科の名称及び社会福祉学部福祉経営学科は、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成26年 3 月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 5 改正後の学則第 3 条第 1 項の規定にかかわらず平成26年度から平成28年度までの間における社会福祉学部置く学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成26年度	平成27年度	平成28年度
社会福祉学部	社会福祉学科	50名	100名	155名
	人間福祉学科	185名	180名	175名

	(福祉臨床学 科)			
	福祉経営学科	145名	100名	50名
	計	380名	380名	380名

6 第2項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。

7 前5項に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則 (平成25年8月23日 学則第7号)

(施行期日)

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日 学則第2号)

(施行期日)

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置等)

2 この学則の施行の際現に在学している者(以下「在學生」という。)の授業科目の履修及び修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則の改正後の岩手県立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。

4 前3項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則 (平成27年3月31日 学則第1号)

(施行期日)

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置等)

2 この学則の施行の際現に在学している者(以下「在學生」という。)の授業科目の履修及び修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則の改正後の岩手県立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在

学生の例による。

- 4 前2項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成28年3月31日 学則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則の改正後の岩手県立大学学則の規定（以下「改正後の学則」という。）にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、在学生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 4 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 5 前3項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成29年3月31日 学則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則の改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、在学生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 4 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 5 前3項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

別表第1 (第18条関係)

1 看護学部看護学科

授業科目		単位数			備考			
		必修	選択	自由				
基礎科目	英語	英語基礎演習Ⅰ	1		必修 8単位			
		英語実践演習Ⅰ	1					
		英語基礎演習Ⅱ	1					
		英語実践演習Ⅱ	1					
		英語基礎演習Ⅲ	1					
		英語実践演習Ⅲ	1					
		英語基礎演習Ⅳ	1					
		英語実践演習Ⅳ	1					
		応用英語Ⅰ				1		
		応用英語Ⅱ				1		
情報処理	情報リテラシー	2			必修 2単位			
入門演習	基礎教養入門	1			必修 2単位			
	学の世界入門	1						
地域学習	いわて創造入門	2			必修 2単位			
	いわて創造実践演習			2				
基盤教育科目	領域科目	哲学の世界		2	選択 領域科目2単位、テーマ科目2単位を含めて計8単位以上			
		芸術学の世界		2				
		文学の世界		2				
		言語学の世界		2				
		歴史学の世界		2				
		宗教学の世界		2				
		社会学の世界		2				
		教育学の世界		2				
		物理学の世界		2				
		化学の世界		2				
		生物学の世界		2				
		地球科学の世界		2				
		心理学の世界		2				
		社会福祉学の世界		2				
		数学の世界		2				
		情報科学の世界		2				
		経営学の世界		2				
		地理学の世界		2				
		生態学の世界		2				
		法学の世界		2				
		政治学の世界		2				
		経済学の世界		2				
		教養科目	テーマ科目	自己と他者			2	
				個と集団			2	
				社会と情報			2	
				地域社会と健康			2	
				科学技術と倫理			2	
				環境と疾病			2	
ジェンダーと文化				2				
開発と環境				2				
人間と職業				2				
音と聴覚				2				
人間行動の起源				2				
異文化間接触と多文化共生				2				
子どもと環境				2				
加齢と生活				2				
情報技術とグローバリゼーション				2				
映像文化と人間				2				
ことばの力と限界				2				

		障害者の就労と支援 地域と情報 地域社会とボランティア 岩手のなりたちと自然災害 地域コミュニティとまちづくり 人とケア	2 2 2 2 2 2			
	プロジェクト科目	プロジェクトA プロジェクトB プロジェクトC プロジェクトD プロジェクトE プロジェクトF いわて創造学習Ⅰ いわて創造学習Ⅱ	2 2 2 2 2 4 2 2			
	保健体育	健康科学 体育実技	2 1		選択 1単位以上	
外国語	外国語	中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ ロシア語Ⅰ ロシア語Ⅱ スペイン語Ⅰ スペイン語Ⅱ 日本語Ⅰ 日本語Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		選択 同一外国語に係るⅠ及びⅡをセットで4単位以上（「日本語Ⅰ」及び「日本語Ⅱ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。）	
	外国語自由聴講科目	中国語Ⅲ 中国語Ⅳ 韓国語Ⅲ 韓国語Ⅳ ドイツ語Ⅲ ドイツ語Ⅳ フランス語Ⅲ フランス語Ⅳ ロシア語Ⅲ ロシア語Ⅳ スペイン語Ⅲ スペイン語Ⅳ 日本語Ⅲ 日本語Ⅳ		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	「日本語Ⅲ」及び「日本語Ⅳ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。	
専門科目	専門基礎科目	看護心身機構学	形態機能学Ⅰ 形態機能学Ⅱ 生化学 栄養代謝学 薬理代謝学 病因病態学 感染免疫学 臨床病態治療学Ⅰ 臨床病態治療学Ⅱ	2 1 1 1 1 2 1 1 1		必修 22単位
		基礎保健学	公衆衛生学 保健統計学 健康管理論 看護情報学	2 2 1 1		
	人間学	人間関係論	1			

		家族論	1		
	医療学	医療倫理	1		
		医療福祉行政論Ⅰ	1		
		医療福祉行政論Ⅱ	1		
基幹科目	基礎看護学	看護学序論	2		必修 71単位
		看護基礎理論Ⅰ	1		
		看護基礎理論Ⅱ	1		
		看護援助技術論Ⅰ	2		
		看護援助技術論Ⅱ	1		
		看護相談技術論	1		
	母性看護学	母性看護学概論	1		
		母性臨床看護論Ⅰ	1		
		母性臨床看護論Ⅱ	2		
	小児看護学	小児看護学概論	1		
		小児発達看護論	1		
		小児臨床看護論Ⅰ	1		
		小児臨床看護論Ⅱ	1		
	成人看護学	成人看護学概論	1		
		成人臨床看護論Ⅰ	1		
		成人臨床看護論Ⅱ	1		
		成人臨床看護論Ⅲ	1		
		成人臨床看護論Ⅳ	1		
	老年看護学	成人生活ケア論	1		
老年看護学概論		1			
老年臨床看護論Ⅰ		1			
老年臨床看護論Ⅱ		1			
精神看護学	老年生活ケア論	1			
	精神保健論	1			
	精神看護学概論	1			
	精神臨床看護論Ⅰ	1			
地域看護学	精神臨床看護論Ⅱ	1			
	地域看護学概論	2			
	地域看護システム論Ⅰ	1			
	地域看護活動論Ⅰ	1			
	家族ケア論	1			
	在宅ケア論Ⅰ	1			
看護管理学	在宅ケア論Ⅱ	1			
	看護管理論	1			
看護教育学	看護教育論	1			
	看護研究方法論	1			
統合科目	国際看護論	1			
	エンドオブライフケア論	1			
	災害看護論	1			
	看護技術統合演習	1			
	卒業研究	4			
実習	基礎看護学実習Ⅰ	1			
	基礎看護学実習Ⅱ	2			
	母性看護学実習	3			
	小児看護学実習	3			
	成人看護学実習	3			
	老年看護学実習	3			
	精神看護学実習	3			
	地域看護学実習Ⅰ	2			
	看護学総合実習	3			
	看護情報管理論		1	選択 4単位以上 ただし、4単位まで	
	看護政策論		1		

関連科目	看護教育カリキュラム論		1	は保健学科目又は助産学科目の修得単位をもって充てることができる。
	感染看護論		1	
	遺伝看護論		1	
	リエゾン精神看護論		1	
	褥瘡ケア論		1	
	国際看護論演習		1	
保健学科目	疫学		2	保健師国家試験受験資格取得希望者のみ履修する。
	学校・産業看護論		1	
	地域看護システム論Ⅱ		2	
	地域看護活動論Ⅱ		2	
	地域看護学実習Ⅱ		1	
地域看護学実習Ⅲ		2		
助産学科目	助産学概論		2	助産師国家試験受験資格取得希望者のみ履修する。
	助産診断技術学Ⅰ		1	
	助産診断技術学Ⅱ		2	
	助産診断技術学Ⅲ		2	
	助産診断技術学Ⅳ		1	
	助産診断技術学Ⅴ		2	
	助産管理学		2	
	助産学実習Ⅰ		2	
	助産学実習Ⅱ		9	
教職科目	学校看護学		2	高等学校教諭一種免許状（保健）及び養護教諭一種免許状取得希望者のみ履修する。
	学校・産業看護論		1	
	食品栄養学		1	
	日本国憲法		2	
	学校健康相談活動		1	
	教職概論		2	
	教育原理		2	
	教育心理学		2	
	教育行政学		2	
	教育課程論		2	
	保健科教育法Ⅰ		2	
	保健科教育法Ⅱ		2	
	特別活動論		2	
	道徳・特別活動論		1	
	教育方法論		2	
	生徒指導論		2	
	進路指導論		1	
	教育相談論		2	
	教職実践演習（養護教諭）		2	
	教職実践演習（中・高）		2	
	教育実習Ⅰ		1	
	教育実習Ⅱ		2	
	養護実習		4	
事前事後指導		1		

2 社会福祉学部社会福祉学科

授業科目		単位数			備考
		必修	選択	自由	
基礎科目	英語	英語基礎演習Ⅰ	1		必修 8単位
		英語実践演習Ⅰ	1		
		英語基礎演習Ⅱ	1		
		英語実践演習Ⅱ	1		
英語基礎演習Ⅲ		1			
英語実践演習Ⅲ		1			
英語基礎演習Ⅳ		1			
英語実践演習Ⅳ		1			
応用英語Ⅰ				1	
応用英語Ⅱ			1		
情報処理	情報リテラシー	2			必修 2単位
入門演習	基礎教養入門	1			必修 2単位
	学の世界入門	1			
地域学習	いわて創造入門	2			必修 2単位
	いわて創造実践演習			2	
基盤教育科目	領域科目	哲学の世界		2	選択 領域科目4単位、テーマ科目4単位を含めて計10単位以上
		芸術学の世界		2	
		文学の世界		2	
		言語学の世界		2	
		歴史学の世界		2	
		宗教学の世界		2	
		社会学の世界		2	
		教育学の世界		2	
		物理学の世界		2	
		化学の世界		2	
		生物学の世界		2	
		地球科学の世界		2	
		看護学の世界		2	
		数学の世界		2	
		情報科学の世界		2	
		経営学の世界		2	
		地理学の世界		2	
	生態学の世界		2		
	教養科目	テーマ科目	自己と他者		2
			個と集団		2
			社会と情報		2
			地域社会と健康		2
			科学技術と倫理		2
			環境と疾病		2
			ジェンダーと文化		2
			開発と環境		2
			人間と職業		2
音と聴覚				2	
人間行動の起源		2			
異文化間接触と多文化共生		2			
子どもと環境		2			
加齢と生活		2			
情報技術とグローバリゼーション		2			
映像文化と人間		2			
ことばの力と限界		2			
障害者の就労と支援		2			
地域と情報		2			
地域社会とボランティア		2			
岩手のなりたちと自然災害		2			

	プロジェクト科目	地域コミュニティとまちづくり 人とケア	2 2									
		プロジェクトA プロジェクトB プロジェクトC プロジェクトD プロジェクトE プロジェクトF いわて創造学習Ⅰ いわて創造学習Ⅱ	2 2 2 2 2 4 2 2									
		保健体育	健康科学 体育実技	2 1			選択 1単位以上					
		外国語	外国語	中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ ロシア語Ⅰ ロシア語Ⅱ スペイン語Ⅰ スペイン語Ⅱ 日本語Ⅰ 日本語Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			選択 同一外国語に係るⅠ及びⅡをセットで4単位以上（「日本語Ⅰ」及び「日本語Ⅱ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。）				
				外国語 自由聴講科目	中国語Ⅲ 中国語Ⅳ 韓国語Ⅲ 韓国語Ⅳ ドイツ語Ⅲ ドイツ語Ⅳ フランス語Ⅲ フランス語Ⅳ ロシア語Ⅲ ロシア語Ⅳ スペイン語Ⅲ スペイン語Ⅳ 日本語Ⅲ 日本語Ⅳ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			「日本語Ⅲ」及び「日本語Ⅳ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。		
					専門科目	専門基礎科目Ⅰ	社会福祉原論Ⅰ 社会福祉の基礎A 社会福祉の基礎B ソーシャルワーク入門 ソーシャルワーク演習Ⅰ 社会福祉の基礎C 社会福祉基礎演習 社会福祉原論Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2			必修 16単位	
							専門基礎科目Ⅱ	心理学 社会学 法学Ⅰ 医学概論 統計学 教育原理 法学Ⅱ 政治学 経済学 文化人類学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2		必修 10単位 選択 4単位以上

	基幹科目Ⅰ	児童福祉論Ⅰ 高齢者福祉論Ⅰ 障害者福祉論Ⅰ ケア論 精神医学Ⅰ 社会保障論Ⅰ 調査技法 ソーシャルワーク論Ⅰ 地域福祉論 公的福祉経営論 ソーシャルワーク論Ⅱ 公的扶助論Ⅰ 児童福祉論Ⅱ 障害者福祉論Ⅱ 高齢者福祉論Ⅱ 社会保障論Ⅱ 精神保健福祉論Ⅰ 精神保健学Ⅰ 福祉サービス論 公的扶助論Ⅱ 医療保健制度論	2 2	選択 20単位以上
	基幹科目Ⅱ	教育心理学 保育原理 教育福祉論 福祉工学 国際社会福祉論 経営学 精神医学Ⅱ 認知心理学 社会心理学 パーソナリティ心理学 福祉臨床医学 養護原理 社会福祉情報論 地域社会学 行政学 企業福祉論 リハビリテーション論 発達心理学 家族社会学 臨床心理学 家族臨床論 障害者の心理 社会福祉データ解析 生活支援方法論 介護福祉演習Ⅰ 介護福祉演習Ⅱ	2 3	選択 10単位以上
展開科目	福祉政策系科目	社会福祉経済論 社会政策システム論 現代社会生活論 社会福祉法制論 社会福祉国際比較論 地方福祉行政論 地域ケアシステム論	2 2 2 2 2 2 2	必修単位を含め22単位以上修得すること。ただし、所属する教育系以外の科目を4単位以上含めること。専門演習の履修は所属教育系の指示による。
	コミュニティ福祉系科目	ユニバーサルサービス論 地域福祉サービス論 社会貢献論 ユニバーサルデザイン論	2 2 2 2	

		コミュニティ組織論 精神保健福祉サービス論		2 2		*は1科目を選択履修すること。 また、所属学科以外の展開科目または他の学部もしくは他の大学の科目を4単位まで振り替えることができる。	
	臨床福祉系科目	臨床SW援助技術論 対象者理解論 臨床SW援助技術の展開A 臨床SW援助技術の展開B 福祉実践分析 医療ソーシャルワーク論 当事者・家族支援論		2 2 2 2 2 2 2			
	学科共通	専門演習Ⅰ 専門演習Ⅱ 福祉調査基礎実習 地域福祉調査実習 コミュニティ福祉サービス実習	2 2 2		2* 2*		
	発展科目	専門総括演習 卒業課題研究 現代福祉特講A 現代福祉特講B 現代福祉特講C 現代福祉特講D	4 4		2 2 2 2		必修8単位を含む8単位以上
	資格科目	社会福祉専門職論 権利擁護・更生保護 ソーシャルワーク論Ⅲ ソーシャルワーク論Ⅳ ソーシャルワーク論Ⅴ ソーシャルワーク演習Ⅱ ソーシャルワーク演習Ⅲ ソーシャルワーク演習Ⅳ ソーシャルワーク演習Ⅴ ソーシャルワーク実習指導Ⅰ ソーシャルワーク実習指導Ⅱ ソーシャルワーク実習指導Ⅲ ソーシャルワーク実習 精神保健学Ⅱ 精神保健福祉論Ⅱ 精神科ソーシャルワーク論 精神保健福祉援助技術各論 精神保健福祉援助技術の基盤 精神保健福祉援助演習Ⅰ 精神保健福祉援助演習Ⅱ 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ 精神保健福祉援助実習指導Ⅱ 精神保健福祉援助実習指導Ⅲ 精神保健福祉援助実習			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 4 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 4		社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格の取得希望者のみ各々の該当科目を履修する。

3 社会福祉学部人間福祉学科

授業科目		単位数			備考	
		必修	選択	自由		
基礎科目	英語	英語基礎演習Ⅰ	1		必修 8単位	
		英語実践演習Ⅰ	1			
		英語基礎演習Ⅱ	1			
		英語実践演習Ⅱ	1			
		英語基礎演習Ⅲ	1			
		英語実践演習Ⅲ	1			
		英語基礎演習Ⅳ	1			
		英語実践演習Ⅳ	1			
		応用英語Ⅰ				1
		応用英語Ⅱ				1
情報処理	情報リテラシー	2			必修 2単位	
入門演習	基礎教養入門	1			必修 2単位	
	学の世界入門	1				
地域学習	いわて創造入門	2			必修 2単位	
	いわて創造実践演習			2		
基盤教育科目	領域科目	哲学の世界		2	選択 領域科目4単位、テーマ科目4単位を含めて計10単位以上	
		芸術学の世界		2		
		文学の世界		2		
		言語学の世界		2		
		歴史学の世界		2		
		宗教学の世界		2		
		社会学の世界		2		
		教育学の世界		2		
		物理学の世界		2		
		化学の世界		2		
		生物学の世界		2		
		地球科学の世界		2		
		看護学の世界		2		
		数学の世界		2		
		情報科学の世界		2		
		経営学の世界		2		
		地理学の世界		2		
	生態学の世界		2			
	教養科目	テーマ科目	自己と他者		2	
			個と集団		2	
			社会と情報		2	
			地域社会と健康		2	
			科学技術と倫理		2	
			環境と疾病		2	
			ジェンダーと文化		2	
			開発と環境		2	
			人間と職業		2	
音と聴覚				2		
人間行動の起源		2				
異文化間接触と多文化共生		2				
子どもと環境		2				
加齢と生活		2				
情報技術とグローバリゼーション		2				
映像文化と人間		2				
ことばの力と限界		2				
障害者の就労と支援		2				
地域と情報		2				
地域社会とボランティア		2				
岩手のなりたちと自然災害		2				

		地域コミュニティとまちづくり 人とケア		2 2		
	プロジェクト科目	プロジェクトA プロジェクトB プロジェクトC プロジェクトD プロジェクトE プロジェクトF いわて創造学習Ⅰ いわて創造学習Ⅱ		2 2 2 2 2 4 2 2		
	保健体育	健康科学 体育実技		2 1		選択 1単位以上
外国語	外国語	中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ ロシア語Ⅰ ロシア語Ⅱ スペイン語Ⅰ スペイン語Ⅱ 日本語Ⅰ 日本語Ⅱ		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		選択 同一外国語に係るⅠ及びⅡをセットで4単位以上（「日本語Ⅰ」及び「日本語Ⅱ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。）
	外国語自由聴講科目	中国語Ⅲ 中国語Ⅳ 韓国語Ⅲ 韓国語Ⅳ ドイツ語Ⅲ ドイツ語Ⅳ フランス語Ⅲ フランス語Ⅳ ロシア語Ⅲ ロシア語Ⅳ スペイン語Ⅲ スペイン語Ⅳ 日本語Ⅲ 日本語Ⅳ			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	「日本語Ⅲ」及び「日本語Ⅳ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。
専門科目	専門基礎科目Ⅰ	社会福祉原論Ⅰ 社会福祉の基礎A 社会福祉の基礎B ソーシャルワーク入門 ソーシャルワーク演習Ⅰ 社会福祉の基礎C 社会福祉基礎演習 社会福祉原論Ⅱ		2 2 2 2 2 2 2 2	2	必修 14単位 選択 0単位以上
	専門基礎科目Ⅱ	心理学 社会学 法学Ⅰ 医学概論 統計学 教育原理 法学Ⅱ 政治学 経済学 文化人類学		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2	必修 10単位 選択 2単位以上

	精神科リハビリテーション論 専門演習Ⅰ 専門演習Ⅱ 生涯発達支援研究法 障害発達支援実習	2 2 2 2	2	ができる。
	福祉心理系科目 心理学研究法 犯罪非行心理学 生理心理学 感情心理学 心理統計学 臨床心理診断法 カウンセリング 人間関係論 専門演習Ⅰ 専門演習Ⅱ 心理学基礎実験 心理学特殊実験	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	発展科目 専門総括演習 卒業課題研究 現代福祉特講A 現代福祉特講B 現代福祉特講C 現代福祉特講D	4 4	2 2 2 2	必修8単位を含む8単位以上
	教職科目 音楽実技 小児体育 図画工作 幼児教育課程論 幼児教育方法論 教育相談の基礎 幼稚園教育実習Ⅰ 教育行政学 国語概論 生活 幼稚園教育実習Ⅱ 保育・教職実践演習		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2	保育士資格及び幼稚園教諭一種免許状取得希望者のみ各々の該当科目を履修する。
	資格科目 社会福祉専門職論 権利擁護・更生保護 ソーシャルワーク論Ⅲ ソーシャルワーク論Ⅳ ソーシャルワーク論Ⅴ ソーシャルワーク演習Ⅱ ソーシャルワーク演習Ⅲ ソーシャルワーク演習Ⅳ ソーシャルワーク演習Ⅴ ソーシャルワーク実習指導Ⅰ ソーシャルワーク実習指導Ⅱ ソーシャルワーク実習指導Ⅲ ソーシャルワーク実習 精神保健学Ⅱ 精神保健福祉論Ⅱ 精神科ソーシャルワーク論 精神保健福祉援助技術各論 精神保健福祉援助技術の基盤 精神保健福祉援助演習Ⅰ 精神保健福祉援助演習Ⅱ 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ 精神保健福祉援助実習指導Ⅱ 精神保健福祉援助実習指導Ⅲ		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 4 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1	社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格、保育士資格及び幼稚園教諭一種免許状取得希望者のみ各々の該当科目を履修する。

	精神保健福祉援助実習			4	
	保育内容総論			2	
	養護内容			1	
	保育の心理学			1	
	保育内容（健康）			2	
	保育内容（人間関係）			2	
	保育内容（表現）			2	
	保育内容（造形）			2	
	保育内容（環境）			2	
	保育内容（言葉）			2	
	保育内容（音楽）			2	
	小児保健Ⅰ			2	
	小児保健Ⅱ			1	
	小児栄養			2	
	乳児保育			2	
	児童福祉実習指導Ⅰ			1	
	児童福祉実習指導Ⅱ			1	
	児童福祉実習指導Ⅲ			1	
	児童福祉実習Ⅰ			2	
	児童福祉実習Ⅱ			2	
	児童福祉実習Ⅲ			2	

4 ソフトウェア情報学部ソフトウェア情報学科

授業科目		単位数			備考		
		必修	選択	自由			
基礎科目	英語	英語基礎演習Ⅰ	1		必修 8単位		
		英語実践演習Ⅰ	1				
		英語基礎演習Ⅱ	1				
		英語実践演習Ⅱ	1				
		英語基礎演習Ⅲ	1				
		英語実践演習Ⅲ	1				
		英語基礎演習Ⅳ	1				
		英語実践演習Ⅳ	1				
		応用英語Ⅰ				1	
		応用英語Ⅱ				1	
情報処理	情報リテラシー	2			必修 2単位		
入門演習	基礎教養入門	1			必修 2単位		
	学の世界入門	1					
地域学習	いわて創造入門	2			必修 2単位		
	いわて創造実践演習			2			
基盤教育科目	領域科目	哲学の世界		2	選択 領域科目4単位、テーマ科目4単位を含めて計12単位以上		
		芸術学の世界		2			
		文学の世界		2			
		言語学の世界		2			
		歴史学の世界		2			
		宗教学の世界		2			
		社会学の世界		2			
		教育学の世界		2			
		物理学の世界		2			
		化学の世界		2			
		生物学の世界		2			
		地球科学の世界		2			
		看護学の世界		2			
		心理学の世界		2			
		社会福祉学の世界		2			
		経営学の世界		2			
		地理学の世界		2			
		生態学の世界		2			
		法学の世界		2			
		政治学の世界		2			
		経済学の世界		2			
		教養科目	テーマ科目	自己と他者			2
				個と集団			2
				社会と情報			2
				地域社会と健康			2
				科学技術と倫理			2
				環境と疾病			2
ジェンダーと文化				2			
開発と環境				2			
人間と職業				2			
音と聴覚				2			
人間行動の起源				2			
異文化間接触と多文化共生				2			
子どもと環境				2			
加齢と生活				2			
情報技術とグローバリゼーション				2			
映像文化と人間				2			
ことばの力と限界				2			
障害者の就労と支援				2			

		地域と情報 地域社会とボランティア 岩手のなりたちと自然災害 地域コミュニティとまちづくり 人とケア		2 2 2 2 2		
	プロジェクト科目	プロジェクトA プロジェクトB プロジェクトC プロジェクトD プロジェクトE プロジェクトF いわて創造学習Ⅰ いわて創造学習Ⅱ		2 2 2 2 2 4 2 2		
	保健体育	健康科学 体育実技		2 1		選択 1単位以上
外国語	外国語	中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ ロシア語Ⅰ ロシア語Ⅱ スペイン語Ⅰ スペイン語Ⅱ 日本語Ⅰ 日本語Ⅱ		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		選択 同一外国語に係るⅠ及びⅡをセットで4単位以上（「日本語Ⅰ」及び「日本語Ⅱ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。）
	外国語自由聴講科目	中国語Ⅲ 中国語Ⅳ 韓国語Ⅲ 韓国語Ⅳ ドイツ語Ⅲ ドイツ語Ⅳ フランス語Ⅲ フランス語Ⅳ ロシア語Ⅲ ロシア語Ⅳ スペイン語Ⅲ スペイン語Ⅳ 日本語Ⅲ 日本語Ⅳ			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	「日本語Ⅲ」及び「日本語Ⅳ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。
専門科目	専門基礎科目	情報基礎数学A 情報基礎数学B 情報基礎数学C		1 1 1		必修 3単位
	キャリア学習科目	スタディスキルズ キャリアデザインⅠ キャリアデザインⅡ プロジェクト演習Ⅰ プロジェクト演習Ⅱ システムデザイン論 システムデザイン実践論 インターンシップⅠ インターンシップⅡ		2 1 1 1 1 2 2 1 1		必修 6単位 選択 キャリア学習科目、専門共通科目、展開科目、関連科目の中から30単位以上
	専門共通科目	離散数学 計算モデル論 数論と代数		2 2	2	必修 38単位 選択 キャリア学習科目備考欄に

	統計学	2		同じ
	解析学	2		
	線形代数	2		
	ソフトウェア情報学総論	2		
	デジタル回路	2		
	コンピュータアーキテクチャ I	2		
	オペレーションシステム論	2		
	情報ネットワーク論	2		
	プログラム言語構造論 I	2		
	プログラム言語構造論 II	2		
	ソフトウェア設計学	2		
	情報システム基礎論 I	2		
	情報システム基礎論 II	2		
	ソフトウェア演習 A	1		
	ソフトウェア演習 B	1		
	ソフトウェア演習 C	1		
	ソフトウェア演習 D	1		
	コンピュータシステム序論	2		
	アルゴリズム論	2		
	幾何学		2	
	情報システム構築学 I		2	
	知能システム学 I		2	
	メディア論		2	
	ヒューマンインターフェース		2	
	ハードウェア基礎		2	
	知能システム総論		2	
	デジタル信号処理		2	
	ファイルとデータベース		2	
	モデリング実践論		2	
展開科目	数値計算の理論と実際		2	選択 キャリア学習 科目備考欄に 同じ
	性能評価		2	
	コミュニケーション論		2	
	情報環境論		2	
	マイクロコンピュータ制御		2	
	ファームウェア学		2	
	戦略情報システム学		2	
	応用情報システム学		2	
	セキュリティ論		2	
	感性情報学		2	
	シュミレーション学		2	
	アプリケーション総論		2	
	組込みOS論		2	
	組込みシステム論		2	
	コンパイラの理論と実際		2	
	コンピュータアーキテクチャ II		2	
	CG幾何学		2	
	自然言語処理		2	
	情報システム構築学 II		2	
	情報ネットワーク実践論		2	
	先端ソフトウェア情報学		2	
	ソフトウェア設計実践論		2	
	知能機械		2	
	知能システム学 II		2	
	統合情報システム学 I		2	
	統合情報システム学 II		2	
	ビジュアル情報処理学		2	
	分散システム実践論		2	
	分散システム論		2	

		メディアシステム学		2			
関連科目		専門英語Ⅰ 専門英語Ⅱ 専門英語Ⅲ 科学技術史 情報と法律 情報規格総論 発想学 応用心理学 会計情報学 経営情報学 起業論	2 2 2 2			必修 8単位 選択 キャリア学習 科目備考欄に 同じ	
研究科目	基 盤	基盤システム演習Ⅰ		2		必修 8単位 選択 各講座で開講 されている4科目8単 位	
		基盤システム演習Ⅱ		2			
		基盤システムゼミA		2			
		基盤システムゼミB		2			
	メディア	メディアシステム演習Ⅰ		2			
		メディアシステム演習Ⅱ		2			
		メディアシステムゼミA		2			
		メディアシステムゼミB		2			
	知 能	知能システム演習Ⅰ		2			
		知能システム演習Ⅱ		2			
		知能システムゼミA		2			
		知能システムゼミB		2			
	情 報	情報システム演習Ⅰ		2			
情報システム演習Ⅱ			2				
情報システムゼミA			2				
情報システムゼミB			2				
		卒業研究・制作A	4				
		卒業研究・制作B	4				
教職関連科目	教科科目	情報と職業			2	高等学校教諭一種免 許状（情報）取得希 望者のみ履修する。	
		日本国憲法			2		
	教職科目	教職概論					2
		教育原理					2
		教育心理学					2
		教育行政学					2
		教育課程論					2
		情報科教育法Ⅰ					2
		情報科教育法Ⅱ					2
		特別活動論					2
		教育方法論					2
		生徒指導論					2
		進路指導論					1
		教育相談論					2
		教職実践演習（中・高）					2
		教育実習Ⅰ					1
		教育実習Ⅱ（高等学校）					2

5 総合政策学部総合政策学科

授業科目		単位数			備考	
		必修	選択	自由		
基礎科目	英語	英語基礎演習Ⅰ	1		必修 8単位	
		英語実践演習Ⅰ	1			
		英語基礎演習Ⅱ	1			
		英語実践演習Ⅱ	1			
		英語基礎演習Ⅲ	1			
		英語実践演習Ⅲ	1			
		英語基礎演習Ⅳ	1			
		英語実践演習Ⅳ	1			
		応用英語Ⅰ				1
		応用英語Ⅱ				1
情報処理	情報リテラシー	2			必修 2単位	
入門演習	基礎教養入門	1			必修 2単位	
	学の世界入門	1				
地域学習	いわて創造入門	2			必修 2単位	
	いわて創造実践演習			2		
基盤教育科目	領域科目	哲学の世界		2	選択 領域科目4単位、テーマ科目4単位を含めて計12単位以上	
		芸術学の世界		2		
		文学の世界		2		
		言語学の世界		2		
		歴史学の世界		2		
		宗教学の世界		2		
		社会学の世界		2		
		教育学の世界		2		
		物理学の世界		2		
		化学の世界		2		
		生物学の世界		2		
		地球科学の世界		2		
		看護学の世界		2		
		心理学の世界		2		
		社会福祉学の世界		2		
	数学の世界		2			
	情報科学の世界		2			
	教養科目	テーマ科目	自己と他者		2	
			個と集団		2	
			社会と情報		2	
			地域社会と健康		2	
			科学技術と倫理		2	
			環境と疾病		2	
			ジェンダーと文化		2	
			開発と環境		2	
			人間と職業		2	
			音と聴覚		2	
人間行動の起源				2		
異文化間接触と多文化共生				2		
子どもと環境		2				
加齢と生活		2				
情報技術とグローバリゼーション		2				
映像文化と人間		2				
ことばの力と限界		2				
障害者の就労と支援		2				
地域と情報		2				
地域社会とボランティア		2				
岩手のなりたちと自然災害		2				
地域コミュニティとまちづくり		2				

		人とケア		2		
	プロジェクト科目	プロジェクトA プロジェクトB プロジェクトC プロジェクトD プロジェクトE プロジェクトF いわて創造学習Ⅰ いわて創造学習Ⅱ		2 2 2 2 2 4 2 2		
	保健体育	健康科学 体育実技		2 1		選択 1単位以上
外国語	外国語	中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ ロシア語Ⅰ ロシア語Ⅱ スペイン語Ⅰ スペイン語Ⅱ 日本語Ⅰ 日本語Ⅱ		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		選択 同一外国語に係るⅠ及びⅡをセットで4単位以上（「日本語Ⅰ」及び「日本語Ⅱ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。）
	外国語自由聴講科目	中国語Ⅲ 中国語Ⅳ 韓国語Ⅲ 韓国語Ⅳ ドイツ語Ⅲ ドイツ語Ⅳ フランス語Ⅲ フランス語Ⅳ ロシア語Ⅲ ロシア語Ⅳ スペイン語Ⅲ スペイン語Ⅳ 日本語Ⅲ 日本語Ⅳ		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		「日本語Ⅲ」及び「日本語Ⅳ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。
専門科目	専門基礎科目	総合政策入門 政治学 法学（国際法を含む。） 経済学 環境科学概論 社会学 政策学基礎 環境政策論Ⅰ	2 2 2 2 2 2 2 2			必修 16単位
	基幹科目	地方自治論 マクロ経済学Ⅰ 経営学 生態学基礎 社会調査法Ⅰ ミクロ経済学Ⅰ 地域社会論 憲法Ⅰ 国際関係論 地域活性化論 地理学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			選択 14単位以上

展開科目	行政・経営系科目	刑法Ⅰ	2	<p>選択 34 (キャリア教育科目のうち選択科目の単位を修得した場合は32) 単位以上</p> <p>ただし、自コース系展開科目から22単位以上、他コース系展開科目から4単位以上。残りの単位は自コース系展開科目、他コース系展開科目、卒業要件単位を超える基幹科目、他学部専門科目の範囲内から修得。</p>
		民法Ⅰ	2	
		憲法Ⅱ	2	
		マクロ経済学Ⅱ	2	
		簿記・会計論Ⅰ	2	
		簿記・会計論Ⅱ	2	
		刑法Ⅱ	2	
		民法Ⅱ	2	
		社会調査法Ⅱ	2	
		公共経営論	2	
		経済史	2	
		財政学	2	
		経営管理論Ⅱ	2	
		ファイナンス論Ⅰ	2	
		商法	2	
		行政法Ⅱ	2	
		政策評価論	2	
		政治過程論	2	
		ファイナンス論Ⅱ	2	
		公益事業論	2	
		ミクロ経済学Ⅱ	2	
		科学技術政策論	2	
		市民参加論	2	
		比較政策論	2	
		公共哲学	2	
		政策分析論	2	
		金融論	2	
		マーケティング論	2	
		政策形成論	2	
		行政法Ⅰ	2	
		行政学	2	
		民法Ⅲ	2	
		企業論	2	
		経営管理論Ⅰ	2	
中小企業論	2			
環境・地域系科目	国際環境政策論	2	<p>選択 32 (キャリア教育科目のうち選択科目の単位を修得した場合は30) 単位以上</p> <p>ただし、自コース系展開科目から20単位以上、他コース系展開科目から4単位以上。残りの単位は自コース系展開科目、他コース系展開科目、卒業要件単位を超える基幹科目、他学部専門科目の範囲内から修得。</p>	
	環境社会学	2		
	地域交通論	2		
	住民生活論	2		
	災害情報学	2		
	環境調査法	2		
	環境生態学	2		
	地圏環境システム論	2		
	環境化学基礎	2		
	農業経済学	2		
	社会構造変動論	2		
	地域経済論	2		
	海外地域研究	2		
	景観生態学	2		
	自然環境保全論	2		
	水圏環境システム論	2		
	環境政策論Ⅱ	2		
	地域環境計画論	2		
	農業政策論	2		
	地域災害論	2		
	NPO論	2		
環境経済学	2			
地域文化論	2			

		地誌学		2		
		気圏環境システム論		2		
		現代農村社会論		2		
		社会意識論		2		
		地域観光論		2		
		地域マネジメント論		2		
キャリア教育 科		地場産業・企業研究		2		
		キャリア・デザインⅠ	2			
		キャリア・デザインⅡ	2			
情報・数理科 目		基礎数理Ⅰ	2			必修 4単位
		統計学Ⅰ	2			選択 4単位以上
		基礎数理Ⅱ		2		
		統計学Ⅱ		2		
		オペレーションズ・リサーチ		2		
		地図学		2		
		多変量解析		2		
		ゲーム理論		2		
演習科目		コース入門	2			必修 12単位
		専門演習入門	2			
		専門演習Ⅰ	2			
		専門演習Ⅱ	2			
		専門演習Ⅲ	2			
		専門演習Ⅳ	2			
実習 科目	行政・経 営系科目	A群) 政策課題実習		2		選択 行政・経営 コースはA群 から4単位以 上、あるいは B群から4単 位以上。
		A群) 社会調査実習		2		
		A群) 法学実習		2		
		B群) 経営実習		2		
		B群) 経営・経済調査実習		2		
		B群) 経済実習		2		
	環境・地 域系科目	C群) 環境調査実習Ⅰ		2		選択 環境・地域 コースはC群 の6単位、あ るいはD群の 6単位。
		C群) 環境調査実習Ⅱ		2		
		C群) 地域環境調査実習		2		
		D群) 地域調査実習Ⅰ		2		
		D群) 地域調査実習Ⅱ		2		
		D群) 地域社会調査実習		2		
卒業論文・研究		卒業論文・研究	3			必修 3単位
自由聴講科目		国際コミュニケーション論			2	
		インターンシップ			2	
		フィールド研究			2	
教職 関連 科目	教科科目	外国史概説			2	中学校教諭一種免許 状(社会)、高等学 校教諭一種免許状 (地理歴史)及び高 等学校教諭一種免許 状(公民)取得希望 者のみ履修する。
		日本史概説			2	
		哲学			2	
		倫理学			2	
	教職科目	教職概論			2	
		教育原理			2	
		教育心理学			2	
		教育行政学			2	
		教育課程論			2	
		社会科・地歴科教育法Ⅰ			2	
		社会科・地歴科教育法Ⅱ			2	
		社会科・公民科教育法Ⅰ			2	
		社会科・公民科教育法Ⅱ			2	
		道徳教育論			2	
		特別活動論			2	
		教育方法論			2	
		生徒指導論			2	
進路指導論			1			
教育相談論			2			

		教職実践演習（中・高）			2	
		教育実習Ⅰ			1	
		教育実習Ⅱ（中学校）			4	
		教育実習Ⅱ（高等学校）			2	

別表第2（第33条関係）

1 看護学部看護学科の卒業に必要な単位数

区分			相当単位数	卒業要件単位数		
				必修	選択	計
基盤教育科目	基礎科目	英語	10	8		8
		情報処理	2	2		2
		入門演習	2	2		2
		地域学習	4	2		2
	教養科目	領域科目	44		8	8
		テーマ科目	46			
		プロジェクト科目	18			
	保健体育		3		1	1
	外国語	外国語	28		4	4
		外国語自由聴講科目	28			
計			185	14	13	27
専門科目	専門基礎科目	22	22		22	
	基幹科目	40	71		71	
	統合科目	8				
	実習	23				
	関連科目	8		4	4	
	保健学科目	10				
	助産学科目	23				
	計			134	93	4
教職科目		43				
合計			362	107	17	124

2 社会福祉学部社会福祉学科の卒業に必要な単位数

区分			相当単位数	卒業要件単位数		
				必修	選択	計
基盤教育科目	基礎科目	英語	10	8		8
		情報処理	2	2		2
		入門演習	2	2		2
		地域学習	4	2		2
	教養科目	領域科目	36		10	10
		テーマ科目	46			
		プロジェクト科目	18			
	保健体育		3		1	1
	外国語	外国語	28		4	4
		外国語自由聴講科目	28			
計			177	14	15	29
専門科目	専門基礎科目Ⅰ	16	16		16	
	専門基礎科目Ⅱ	20	10	4	14	
	基幹科目Ⅰ	42		20	20	
	基幹科目Ⅱ	53		10	10	
	展開科目	50	6	16	22	
	発展科目	16	8		8	
	資格科目	47				
	専門科目からの自由選択（ただし資格科目を除く）				12	12
計			244	40	62	102
合計			421	54	77	131

3 社会福祉学部人間福祉学科の卒業に必要な単位数

区分		配当単位数	卒業要件単位数			
			必修	選択	計	
基盤教育科目	基礎科目	英語	10	8		8
		情報処理	2	2		2
		入門演習	2	2		2
		地域学習	4	2		2
	教養科目	領域科目	36			
		テーマ科目	46		10	10
		プロジェクト科目	18			
	保健体育		3		1	1
	外国語	外国語	28		4	4
		外国語自由聴講科目	28			
計		177	14	15	29	
専門科目	専門基礎科目Ⅰ	16	14		14	
	専門基礎科目Ⅱ	20	10	2	12	
	基幹科目Ⅰ	42		20	20	
	基幹科目Ⅱ	53		10	10	
	展開科目（生涯発達支援系）	32	8	16	24	
	展開科目（福祉心理系）	24	8	16		
	発展科目	16	8		8	
	教職科目	25				
	資格科目	81				
	専門科目からの自由選択（ただし資格科目を除く）				14	14
	計（生涯発達支援系）		285	40	62	102
計（福祉心理系）		277				
合計（生涯発達支援系）		462	54	77	131	
合計（福祉心理系）		454				

4 ソフトウェア情報学部ソフトウェア情報学科の卒業に必要な単位数

区分		配当単位数	卒業要件単位数			
			必修	選択	計	
基盤教育科目	基礎科目	英語	10	8		8
		情報処理	2	2		2
		入門演習	2	2		2
		地域学習	4	2		2
	教養科目	領域科目	42			
		テーマ科目	46		12	12
		プロジェクト科目	18			
	保健体育		3		1	1
	外国語	外国語	28		4	4
		外国語自由聴講科目	28			
計		183	14	17	31	
専門科目	専門基礎科目	3	3		3	
	キャリア学習科目	12	6			
	専門共通科目	60	38	30	82	
	展開科目	60				
	関連科目	22	8			
	研究科目	40	8	8	16	
	教職関連科目	32				
計		229	63	38	101	
合計		412	77	55	132	

5 総合政策学部総合政策学科の卒業に必要な単位数

区分		配当単位数	卒業要件単位数			
			必修	選択	計	
基盤教育科目	基礎科目	英語	10	8		8
		情報処理	2	2		2
		入門演習	2	2		2
		地域学習	4	2		2
	教養科目	領域科目	34		12	12
		テーマ科目	46			
		プロジェクト科目	18			
	保健体育		3		1	1
	外国語	外国語	28		4	4
		外国語自由聴講科目	28			
計		175	14	17	31	
専門科目	専門基礎科目（必修）		16	16		16
	基幹科目（選択必修）		22		14	14
	展開科目	行政・経営コース	128		34 (32)	34 (32)
		環境・地域コース			32 (30)	32 (30)
	キャリア教育関連科目		6	4	0 (2)	4 (6)
	情報・数理科目		16	4	4	8
	演習科目（必修）		12	12		12
	実習科目	行政・経営コース	24		4	4
		環境・地域コース			6	6
	卒業論文・研究		3	3		3
	自由聴講科目		6			
教職関連科目		46				
計		279	39	56	95	
合計		454	53	73	126	

※ ()内の数字は、キャリア教育関連科目の単位を修得した場合に、卒業に必要な単位数である。